告示

埼玉県告示第百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、箕和田用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年二月九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　就任

職名	氏名	住所
理事	関口　和正	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百四十一番地一
同	関口　隆	同　百七十二番地一
同	関口　登美壽	同　百三番地
同	吉川　國平	同　百十三番地
同	渡邉　順一	同　十七番地
同	渡邉　典邦	同　二百四番地一
同	渡邉　洋三	同　百三十番地
同	渡邉　義勝	同　百二十六番地
監事	渡邉　貴代	同　百九十五番地二
同	野口　高義	同　大字川角千百六十三番地

二　退任

職名	氏名	住所
理事	関口　和正	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百四十一番地一
同	関口　隆	同　百七十二番地一
同	吉川　五郎	同　百九十五番地一
同	吉川　國平	同　百十三番地
同	渡邉　順一	同　十七番地
同	渡邉　典邦	同　二百四番地一
同	渡邉　洋三	同　百三十番地
同	渡邉　義勝	同　百二十六番地
監事	関口　治平	同　三百二十九番地二
同	渡邉　貴代	同　百九十五番地二